

# 運営規程（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）

## （事業の目的）

第1条 合同会社札幌介護が開設する札幌介護ケアステーション（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定居宅介護事業・重度訪問介護・行動援護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護・重度訪問介護・行動援護を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄、及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 サービスの提供にあたっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## （事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 札幌介護ケアステーション
- 2 所在地 札幌市西区西野6条1丁目6番23号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤職員）  
管理者は、事務所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 サービス提供責任者 1名以上（常勤職員）  
サービス提供責任者は、事業所の利用の申し込みに係わる調整、従業者に対する技術指導、居宅介護計画・重度訪問介護計画・行動援護計画の作成等を行う。
- 3 従業者 2名以上  
従業者は、居宅介護計画・重度訪問介護計画・行動援護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

## （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月曜日から金曜日。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間：月・金曜日9時から17時及び火～木曜日9時から16時。ただしサービスの提供時間は24時間とする。

（事業の内容）

第6条 事業所が提供する事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 居宅介護計画・重度訪問介護計画・行動援護計画の作成
- 2 身体介護に関する内容
  - ① 食事の介護
  - ② 排泄の介護
  - ③ 入浴の介護
  - ④ 通院介助（身体介護を伴う場合）
  - ⑤ その他日常生活を営むために必要な身体の介護
- 3 家事援助等に関する内容
  - ① 調理
  - ② 洗濯
  - ③ 掃除
  - ④ 通院介助（身体介護を伴わない場合）
  - ⑤ その他日常生活を営むために必要な家事の援助
- 4 通院等乗降介助
- 5 生活等に関する相談及び助言
- 6 その他の生活全般にわたる援助

**（支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等）**

第7条 指定居宅介護・重度訪問介護・行動援護を提供したときは、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額の内において利用者負担額の支払いをうけるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護・重度訪問介護・行動援護を提供したときは、支給決定障害者

等から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

**（通常の事業の実施地域）**

第8条 通常の事業の実施地域は、札幌市西区とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 従業者は、指定居宅介護・重度訪問介護・行動援護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

**（苦情への対応等）**

第10条 提供した指定居宅介護・重度訪問介護・行動援護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 提供した指定居宅介護・重度訪問介護・行動援護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定居宅介護・重度訪問介護・行動援護に関し、法の定めるところにより、知事が行う

報告若しくは指定居宅介護・重度訪問介護・行動援護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

#### (守秘義務)

第11条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族に関わる情報について、厳正に守秘する義務を負うものとする。

2 職員においては退職後であっても、守秘の義務を負うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ⑥ 虐待防止委員会の設置及び運営

(その他運営についての留意事項)

第13条 従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用時1カ月以内
- (2) 継続研修 年4回以上

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社札幌介護と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。また重要事項説明書に記載がある場合はそれに準ずるものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和3年11月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年2月1日から施行する。※重度訪問介護事業追加
- 3 この規程は、令和8年5月1日から施行する。※行動援護事業追加